

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令案 参照条文

目次

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）（抄）	1
○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	15
○特許法関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）	18
○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）（抄）	18
○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令（平成九年政令第二百十九号）（抄）	22
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十九年政令第二百五十五号）（抄）	23
○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	29

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	基本方針等（第七条・第八条）
第三章	民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）
第四章	アイヌ施策推進地域計画の認定等（第十条―第十四条）
第五章	認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条―第十九条）
第六章	指定法人（第二十条―第三十一条）
第七章	アイヌ政策推進本部（第三十二条―第四十一条）
第八章	雑則（第四十二条―第四十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を

含む。)であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

(基本理念)

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立つて行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

- 二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針
- 三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項
- 三 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 五 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
- 六 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

- 第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 二 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 アイヌ施策の目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針
 - 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項
- 三 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 四 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 五 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

- 第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けたる者（次項において「指定法人」という。）に委託するものとする。
- 二 前項の規定により管理の委託を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金（第二十二条第二項において「入場料等」という。）を徴収することができる。
- 三 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第十條 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

4 第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用すると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない

らない。

8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合することであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。

11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面さけ採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更）

第十一条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二条 内閣総理大臣は、第十条第九項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第十三条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることができる。

(認定の取消し)

第十四条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 4 第十条第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(交付金の交付等)

第十五条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(国有林野における共用林野の設定)

第十六条 農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、

当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

2 前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約とみなして、同法第五章（同条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十六条第一項」と、「市町村」とあるのは「認定市町村（同法第十二条第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書並びに同法第十九条第五号、第二十二条第一項及び第二十四条中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八条第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一条の二中「第十八条」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六条第一項」とする。

（漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮）

第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

（商標法の特例）

第十八条 認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間（次項及び第三項において単に「実施期間」という。）内に限り、次項から第六項までの規定を適用する。

2 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

- 4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（地方債についての配慮）

第十九条 認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第六章 指定法人

（指定等）

第二十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
 - 二 第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者
- 3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと。

二 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

三 アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

五 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(民族共生象徴空間構成施設管理業務規程)

第二十二条 指定法人は、前条第一号に掲げる業務（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務」という。）に関する規程（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程には、民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等その他の国土交通省令・文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の認可をした民族共生象徴空間構成施設管理業務規程が民族共生象徴空間構成施設管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十三条 指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十四条 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(国派遣職員に係る特例)

- 第二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、指定法人を含むものとする。
- 2 国派遣職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続き当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいう。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。
- 3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

(職員の派遣等についての配慮)

第二十六条 前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

(役員を選任及び解任)

第二十七条 指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員を選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定法人が第二十条第二項第三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第二十九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となったとき。
 - 三 第二十条第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。
 - 四 第二十条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかったとき。
- 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消後に新たに指定法人を指定したときは、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 アイヌ政策推進本部

(設置)

第三十二条 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第三十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案の作成に関すること。
- 二 基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第三十四条 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

(アイヌ政策推進本部長)

第三十五条 本部長は、アイヌ政策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(アイヌ政策推進副本部長)

第三十六条 本部に、アイヌ政策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(アイヌ政策推進本部員)

第三十七条 本部に、アイヌ政策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第八号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 一 法務大臣
- 二 外務大臣
- 三 文部科学大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 農林水産大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 国土交通大臣
- 八 環境大臣
- 九 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)

第三十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

2 第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

第四十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四十五条 第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止)

第二条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）は、廃止する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

第四条 第二十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

(漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第五条 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正）

第八十条 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「第八条第三項」を「第六十条第五項第五号」に改める。

第十七条中「第六十五条第一項」を「第一百十九条第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の四の次に次の一号を加える。

五十四の五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号中「第三十四号まで」の下に「、第四十二号」を加える。

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄)

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状(包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(地域団体商標)

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、「商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

(商標権の設定の登録)

第十八条 商標権は、設定の登録により発生する。

2 第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3 5 (略)

(存続期間の更新の登録)

第二十三条 第四十条第二項の規定による登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二項の規定による登録料及び第四十三条第一項の規定による割増登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による割増登録料の納付があつたときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

3 (略)

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本を送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本を送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料(以下「前期分割登録料」という。)を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、同項に規定する期間を延長することができる。

3 (略)

7 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万二千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万二千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

8・9 (略)

(手数料)

第七十六条 (略)

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 (略)

別表

	納付しなければならない者	金額
一	商標登録出願をする者	一件につき六千円に一の区分につき一万五千円を加えた額
二(九)	(略)	(略)

○特許法関係手数料令 (昭和三十五年政令第二十号) (抄)

(商標法関係手数料)

第四条 (略)

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	商標登録出願をする者	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額
二(十)	(略)	(略)

3 (略)

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (平成九年法律第五十二号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化 (以下「アイヌの伝統等」という。) が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発 (以下「アイヌ文化の振興等」という。) を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

(施策における配慮)

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

(基本方針)

第五条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
 - 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
 - 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
 - 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
 - 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

(基本計画)

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県（以下「関係都道府県」という。）は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基

本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針

二 アイヌ文化の振興を図るための施策の実施内容に関する事項

三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項

四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣及び文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

（指定等）

第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。

三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

- 第九条 指定法人は、毎事業年度、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。
- 3 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

- 第十一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第八条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

- 第十二条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

- 第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号）

二 旭川市旧土人保護地処分法（昭和九年法律第九号）

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法（次項において「旧保護法」という。）第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産（以下「共有財産」という。）が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生労働省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であつても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかつたときは、当該共有財産は、指定法人（同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合にあつては、北海道）に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令（平成九年政令第二十九号）（抄）

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の政令で定める都道府県は、北海道とする。

附 則

この政令は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の施行の日（平成九年七月一日）から施行する。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十九年政令第二百五十五号）（抄）

（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十九号から第七十八号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金
 - 二 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条及び附則第三条第一項に規定する交付金
 - 三 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
 - 四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百八条第一項（同法第三百三十二条において準用する場合を含む。）に規定する交付金
 - 五 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七十一条の三第九項（同法第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による交付金
 - 六 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第三十五条第一項に規定する交付金
 - 七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
 - 八 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
 - 九 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
 - 十 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十五条第一項に規定する交付金
 - 十一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の三第二項に規定する交付金
 - 十二 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
 - 十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第九条第二項に規定する交付金
 - 十四 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金
 - 十五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の規定による交付金
 - 十六 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
 - 十七 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
 - 十八 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条
- 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第

- 四十九号) 第十条第一項の規定による損失補償金
- 十九 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十五条第一項に規定する交付金
- 二十 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)第五十条の規定による交付金
- 二十一 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第七条(同法第十条第四項において準用する場合を含む。)に規定する交付金
- 二十二 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号)第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九十三条第三項、第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金
- 二十四 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第三十五条の規定による交付金
- 二十五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二十三条の規定による交付金
- 二十六 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第二十一条の規定による交付金
- 二十七 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百二十二条の二及び第二百二十二条の三の規定による交付金
- 二十八 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第二百五条の三第二項に規定する交付金
- 二十九 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項に規定する交付金
- 三十 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金
- 三十一 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)第十一条第一項に規定する交付金
- 三十二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十三条第一項に規定する交付金
- 三十三 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第七条第二項に規定する交付金
- 三十四 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十二条第一項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの
- 三十五 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第十四条に規定する交付金
- 三十六 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)第十九条第一項に規定する交付金
- 三十七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第六条第二項に規定する交付金
- 三十八 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第十九条第二項に規定する交付金
- 三十九 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第六条に規定する再編交付金
- 四十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第六条第二項に規定する交付金
- 四十一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第十五条の規定による交付金
- 四十二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十三条に規定する交付金

- 四十三 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第二項に規定する交付金
- 四十四 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第三十八条の規定による交付金
- 四十五 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十四条第二項及び第四十六条第二項に規定する交付金
- 四十六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項に規定する交付金
- 四十七 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九十六条の規定による交付金
- 四十八 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十条に規定する交付金
- 四十九 不発弾等処理交付金
- 五十 啓発宣伝事業等委託費
- 五十一 特別支援教育就学奨励費交付金（第十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 五十二 社会事業学校等経営委託費
- 五十三 生活保護指導監査委託費
- 五十四 身体障害者福祉促進事業委託費
- 五十五 衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
- 五十六 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 五十七 中山間地域等直接支払交付金
- 五十八 水産業改良普及事業交付金
- 五十九 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 六十 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 六十一 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 六十二 電源立地等推進対策交付金
- 六十三 原子力施設等防災対策等交付金
- 六十四 森林整備地域活動支援交付金
- 六十五 電源立地地域対策交付金（第二十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 六十六 循環型社会形成推進交付金
- 六十七 農業・食品産業強化対策整備交付金
- 六十八 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 六十九 自然環境整備交付金
- 七十 医療提供体制施設整備交付金
- 七十一 地域住宅交付金（第三十三号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

- 七十二 労働時間等設定改善推進助成金
- 七十三 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 七十四 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 七十五 森林整備・林業等振興推進交付金
- 七十六 水産業強化対策推進交付金
- 七十七 生物多様性保全推進交付金
- 七十八 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
- 七十九 地域活性化・生活対策臨時交付金
- 八十 地方消費者行政活性化交付金
- 八十一 子育て支援対策臨時特例交付金
- 八十二 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
- 八十三 妊婦健康診査臨時特例交付金
- 八十四 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- 八十五 地域活性化・公共投資臨時交付金
- 八十六 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
- 八十七 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
- 八十八 医療施設耐震化臨時特例交付金
- 八十九 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
- 九十 地域医療再生臨時特例交付金
- 九十一 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
- 九十二 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
- 九十三 過疎地域等自立活性化推進交付金
- 九十四 農山漁村地域整備交付金
- 九十五 過疎地域事業補助率差額
- 九十六 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
- 九十七 農山漁村六次産業化対策推進交付金
- 九十八 農山漁村六次産業化対策整備交付金
- 九十九 森林整備・林業等振興整備交付金
- 百 水産業強化対策整備交付金
- 百一 社会資本整備総合交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

- 百二 受動喫煙防止対策助成金
- 百三 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
- 百四 被災農家経営再開支援交付金
- 百五 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
- 百六 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金
- 百七 電力基盤高度化等対策交付金
- 百八 放射線監視設備整備臨時特別交付金
- 百九 原子力災害影響調査等交付金
- 百十 原子力災害健康管理施設整備交付金
- 百十一 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金
- 百十二 地域経済循環創造事業交付金
- 百十三 防災・安全社会資本整備交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百十四 生物多様性保全回復施設整備交付金
- 百十五 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 百十六 水産多面的機能発揮対策交付金
- 百十七 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
- 百十八 防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百十九 防災対策推進社会資本整備総合交付金
- 百二十 地域活性化・効果実感臨時交付金
- 百二十一 女性活躍推進交付金
- 百二十二 福島再生加速化交付金（第四十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百二十三 地域医療対策支援臨時特例交付金
- 百二十四 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金
- 百二十五 多面的機能支払交付金
- 百二十六 治山事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十七 道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十八 港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十九 農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百三十 森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百三十一 水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

- 百三十二 地域再生戦略交付金
- 百三十三 地域女性活躍推進交付金
- 百三十四 地方消費者行政推進交付金
- 百三十五 生活基盤施設耐震化等交付金
- 百三十六 保育所等整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百三十七 廃棄物処理施設整備交付金
- 百三十八 鳥獣捕獲等事業交付金
- 百三十九 福島原子力災害復興交付金
- 百四十 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金
- 百四十一 教育支援体制整備事業費交付金
- 百四十二 認定こども園施設整備交付金
- 百四十三 環境保全型農業直接支援対策交付金
- 百四十四 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第二十二号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百四十五 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
- 百四十六 被災児童生徒就学支援等事業交付金
- 百四十七 地域子供の未来応援交付金
- 百四十八 地域少子化対策重点推進交付金
- 百四十九 地域介護対策支援臨時特例交付金
- 百五十 農地集積・集約化対策推進交付金
- 百五十一 拠点返還地跡地利用推進交付金
- 百五十二 食料安全保障確立対策推進交付金
- 百五十三 食料安全保障確立対策整備交付金
- 百五十四 農地利用最適化交付金
- 百五十五 農地集積・集約化対策整備交付金
- 百五十六 被災者支援総合交付金
- 百五十七 特定非営利活動法人等被災者支援交付金
- 百五十八 緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金
- 百五十九 東北観光復興対策交付金
- 百六十 九州観光支援交付金
- 百六十一 性犯罪・性暴力被害者支援交付金

- 百六十二 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
- 百六十三 荒廃農地発生防止・解消対策交付金
- 百六十四 離島漁業再生支援等交付金
- 百六十五 環境保全施設整備交付金
- 百六十六 放射線健康影響調査等交付金
- 百六十七 農林水産業再生支援交付金
- 百六十八 東京パラリンピック競技大会開催準備交付金
- 百六十九 地方消費者行政強化交付金
- 百七十 地域自殺対策強化交付金（第三十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百七十一 農業水利施設保全管理整備交付金
- 百七十二 農業生産工程管理推進事業交付金
- 百七十三 六次産業化市場規模拡大対策推進交付金
- 百七十四 六次産業化市場規模拡大対策整備交付金
- 百七十五 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金
- 百七十六 外国人受入環境整備交付金
- 百七十七 農業水利施設保全管理推進交付金
- 百七十八 国産農産物生産・供給体制強化対策交付金

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 内閣総理大臣の官印及び府印の保管に関すること。
- 三 内閣府の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 四 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 五 内閣府の機構及び定員に関すること。
- 六 国会との連絡に関すること。
- 七 内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

- 八 内閣府の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 九 内閣府所掌の国有財産及び物品の管理に関すること。
- 十 東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。
- 十一 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。
- 十二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 十三 内閣府の保有する情報の公開に関すること。
- 十四 内閣府の保有する個人情報保護に関すること。
- 十五 内閣府の行政の考査に関すること。
- 十六 内閣府の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（警察共済組合に関することを除く。）。
- 十七 内閣共済組合に関すること。
- 十八 内閣府の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
- 十九 内閣府の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。
- 二十 内閣府の所掌事務に関する政策の評価の総括に関すること。
- 二十一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。
- 二十二 国民経済計算に関すること。
- 二十三 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。
- 二十四 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。
- 二十五 勲位、勲章、褒章及び記章その他の賞件（以下「勲章等」という。）以外の栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。
- 二十六 内閣総理大臣の行う表彰その他内閣府の所掌事務に関して行う表彰に関すること。
- 二十七 国民の祝日に関すること。
- 二十八 元号その他の公式制度に関すること。
- 二十九 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に関して行う儀式に関すること。
- 三十 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。
- 三十一 官報及び法令全書並びに内閣所掌の機密文書の印刷に関すること。
- 三十二 政府の重要な施策に関する広報その他内閣府の所掌事務に関して行う広報に関すること。
- 三十三 世論の調査に関すること。
- 三十四 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。第十七条第一号において同じ。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（独立公文書管理監の所掌に属するものを除く。）。

- 三十五 公文書館に関する制度に関すること。
- 三十六 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- 三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 三十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 三十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。
- 四十 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第十一号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。
- 四十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 四十二 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関すること。
- 四十三 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）
- 四十四 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
- 四十五 退職手当審査会の庶務に関すること。
- 四十六 国立国会図書館支部内閣府図書館に関すること。
- 四十七 前各号に掲げるもののほか、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。